

## 令和5年度 新潟市秋葉区社会福祉協議会 事業計画

### I 基本方針

高齢化や人口減少が進み、地域における支え合いや人と人とのつながりが弱まる中、国では誰もが役割をもち、お互い認め合い支え合うことのできる「地域共生社会の実現」を提唱しています。

この地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や地域の多様な社会資源が連携し、地域課題を解決しながら支え合うことのできる地域力の強化が今求められます。

一方、3年を超えるコロナ禍は、社会全体に大きな影響を及ぼし、従来の福祉的課題に加え、孤独・孤立の問題や生活困窮、物価や光熱費高騰による不安など、より複合的で多様化・複雑化した地域生活課題を顕在化させています。

このような状況を踏まえ、秋葉区社会福祉協議会は、第3期「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画」で策定した地区ごとの地域福祉活動計画を地域住民の皆さんと共に推進するため、地域コミュニティの特色や地域性に応じた住民の主体的な「地域福祉活動」や、「支え合いのしくみづくり」を支援するとともに、人材の育成・確保のために「福祉教育」を進めます。

また、多様な地域生活課題に関する相談に重層的に対応するため、区役所・関係機関・団体とのネットワークを活かし、コミュニティソーシャルワーク機能の充実に努めます。

以上の方針のもと、法人（新潟市社会福祉協議会）の最上位計画である「新潟市社協福祉ビジョン2021」で掲げた「支えあい、ともに笑顔で暮らすまち『にいがた』」の実現のため、様々な事業を展開します。

#### 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画（2021～2026）

##### 人がつながり ともに支えあう やさしいまち

- 基本目標
- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 1 「明るく元気な地域づくり」 | 2 「安全で安心な地域づくり」 |
| 3 「健康で豊かな地域づくり」 | 4 「相談しやすい体制づくり」 |

#### 新潟市社協福祉ビジョン2021（2021～2026）

##### 支えあい、ともに笑顔で暮らすまち『にいがた』

- 基本目標
- |                              |
|------------------------------|
| 1 「孤立を見逃さない地域づくり」            |
| 2 「ネットワークを活かした一人ひとりの困りごとの解決」 |
| 3 「信頼され、安定した法人経営」            |



## II 重点目標

### 1 地区社協等との協働による地域福祉（地域福祉活動計画）の推進

各地区の地域福祉活動計画の推進に向け具体的な取り組みを進めるため、地区ごとに福祉懇談会を年2回開催し、地域住民が福祉課題を共有し、支え合いのしくみづくりと一体となった地域福祉活動を地域、関係機関等と連携して取り組めるように支援を行います。

地域福祉活動計画の推進に向け、「地域福祉活動計画推進事業助成金」を活用していただけるよう周知を図ります。

### 2 地域包括ケアの推進事業

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体となり、地域課題を地域や関係機関と連携、協働して支え合いのしくみづくりの推進を図ります。

また、地域課題を把握し、PDCAを意識することで活動の見える化を図り、地域と連携した社会福祉法人等の公益的な取り組みの推進を図ります。

なお、地域などから寄せられる認知症に対する課題に取り組み、地域での孤立防止や、支え合いの活動を推進します。

### 3 コミュニティソーシャルワークの推進

ひきこもりは社会全体の課題となっています。秋葉区でも家族懇談会を開催する中で、家族の悩みや不安を目の当たりにしています。また、関係機関を通じた相談や声も寄せられています。

このようなことから、地域におけるひきこもりに関する方向性を検討し、関係機関と連携しやすい関係づくりを目的に、秋葉区ひきこもり支援連絡会を開催し、支援の在り方を検討していきます。

また、コロナ禍において厳しい生活状況が続いているひとり親世帯の経済的負担を軽減し、子ども達の笑顔につなげるとともに、この事業を通じ、課題を把握し、解決につなげることを目的として食料支援事業及びアンケート調査を実施します。

また、この事業を実施するにあたり、区役所、フードバンク、新津商工会議所、秋葉区内の企業等から協力を得ることで、地域生活課題を共有し、ネットワークを活かした一人ひとりの困りごとを解決するための活動に繋がります。

### Ⅲ 事業概要

－財源参考表記－（財源） 5年度予算額 [4年度予算額] /単位：千円

#### 1 地区社協等との協働による地域福祉の推進

##### (1) 地区社協活動交付金事業（会費） 3,781 [3,826]

###### （地域コミュニティにおける福祉活動の推進）

地区社協（コミ協）、自治会・町内会等を中心として地域で連携協力し、様々な地域福祉活動に取り組めるよう支援します。そのため、地区社協活動交付金として、前年度会費納入額総額の30%の範囲で一定額を活動交付金として交付します。

計算方法	前年度会員会費納入総額×5%÷11（地区） ＋各地区の前年度会員会費納入額×25%
------	--

##### (2) 地域ふれあい事業（会費） 780 [850]

自治会・町内会の世代間交流事業等を対象として助成を行いません。

世代間交流を進めることで、つながりや担い手の育成、地域の茶の間（いきいきサロン）などの見守り事業等地域づくりのきっかけになることを目的としています。

##### (3) 歳末たすけあい事業（共同募金） 1,000 [1,000]

###### ①地域・施設歳末たすけあい事業

歳末たすけあい募金を財源として、地区社協（コミ協）、自治会・町内会、福祉施設等の地域コミュニティにおける各種団体が主催する地域住民との交流を目的とした事業を対象に助成を行います。

###### ②歳末除雪見守り事業

歳末たすけあい募金を財源として、見守り意識の醸成と身近な地域における助けあいの輪が広がるよう、住民同士（自治会・町内会）の除雪活動に必要な備品の購入等を対象として助成を行います。

##### (4) 福祉団体助成事業（その他） 160 [150]

区内で活動する団体へ事業費及び運営費を助成し、事業が円滑に行えるよう支援します。

**(5) 【重点】地域福祉活動計画推進事業** (会費) 1, 272 [1, 032]

各地区の地域福祉活動計画の推進に向け具体的な取り組みを進めるため、地区ごとに福祉懇談会(年2回)を開催します。

地域福祉活動計画の推進に向け、「地域福祉活動計画推進事業助成金」を活用していただけるよう周知を図ります。

**(6) 区社協福祉推進会議の開催** (会費・寄付金等) 97 [67]

地域における支え合い、助け合い活動を推進するため、自治会・町内会長を対象に区社協福祉推進会議を開催し、秋葉区社協で実施している地域福祉活動に関する情報共有と意見交換等を行います。

**(7) 点字・録音広報発行【市受託事業】** (受託金) 341 [341]

障がい者の自立と社会参加を促進するため、秋葉区内のボランティア団体の協力により、区だより、カレンダー、JR時刻表などの生活に必要な情報を点字及び音声によって発行します。

**(8) 【重点・拡充】地域包括ケア推進事業【市受託事業】**

(受託金) 12, 259 [12, 395]

秋葉区における支え合いのしくみづくりを進めるため、第1層及び第2層の支え合いのしくみづくり推進員(生活支援コーディネーター)を置き、協議体の運営を行います。

また、第2層の3圏域において、従来の構成員に加え、支え合いのしくみづくりに関心の高い圏域内の関係者に参加していただくことができるような運営に取り組みます。

更に、支え合いや助け合いの活動の輪が広がるよう、自治会・町内会、地区社協、地域コミュニティ協議会で実施している先駆的・実践的な地域福祉活動について、地域福祉推進フォーラムなどを活用して実践発表や紹介を行います。

## 2 身近な地域における見守り・生活支援の推進と総合相談支援体制の整備

地域における見守り、生活支援を進めるにあたっては、事業ごとの展開にとどまらず、地域の中で連携した取り組みとなるように支援をしていきます。

### (1) 友愛訪問事業（共同募金）873 [1, 067]

見守りが必要な75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に民生委員・児童委員等が訪問員として見守りや安否確認を行います。

### (2) おせち料理配食事業（共同募金）2, 856 [2, 847]

歳末たすけあい募金を財源として、友愛訪問事業の対象者で75歳以上のひとり暮らし高齢者又は障がい者ひとり世帯を対象に孤独感解消と安否確認を目的として、おせち料理を配達します。

### (3) 子育て支援事業（会費、共同募金）253 [439]

子ども・子育て支援法の対象年齢に基づき、未就学児から高校生までを対象とした事業を行います。

#### ①子どもの居場所づくり活動団体支援事業

子どもたちがひとりでも立ち寄れる、安心して利用できる居場所を運営している団体、若しくは立ち上げを検討している団体への講座開催、助成、運営のアドバイス等を行います。

(例)・子ども食堂 ・学習支援 ・子どもを中心とした世代間交流拠点等

#### ②子どもの居場所関係団体情報交換会 [年1回]

子どもの居場所づくり活動団体支援事業の申請を行った団体を中心として、情報交換会を開催します。

### (4) 緊急情報キット事業（その他）165 [259]

75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、ひとり暮らし障がい者世帯等の緊急時(救急車搬送等)の対応のため、地区社協(コミ協)等が中心となって、地域コミュニティの中で一体的に取り組む見守り活動を支援します。

**(5) 地域の茶の間（サロン）事業（市補助金、会費、共同募金）2,320 [2,298]**

自治会・町内会など身近な地域で運営する地域の茶の間（いきいきサロン）の立ち上げや運営の支援を行います。また、運営団体を対象とした研修会を開催します。

**(6) 【重点・拡充】コミュニティソーシャルワーク推進事業**

(会費、共同募金) 2,120 [1,548]

制度の狭間にある課題を抱える生活困窮世帯や孤立する世帯などの相談に応じ、区社協で配置するCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が中心となって解決に向けた支援を行います。

特に、地域コミュニティの団体や既存の制度では関わりにくい課題については、区社協として積極的に関わり他機関と連携を図ります。

**【主な事業・講座】**

- ① ひとり親世帯への食料支援事業、アンケートの実施 [年1回]
- ② ひきこもりを学ぶ講座（一般、専門職向） [年1回]
- ③ ひきこもり家族の懇談会（家族支援） [年2回]
- ④ ひきこもり支援連絡会 [年1回]
- ⑤ ごみ出し支援事業（新津清掃社の社会貢献による個別支援）
- ⑥ 入学準備支援事業（小・中学校／非課税世帯のひとり親世帯対象）

**(7) 心配ごと相談事業（共同募金、会費）739 [744]**

区民の生活上の悩みごとや福祉の相談に広く応じるため、毎週2回（月曜・金曜）、新津地域交流センター2階相談室において開催します。

推薦により民生委員・児童委員、保護司を相談員として委嘱します。

**(8) 生活福祉資金貸付事業【県社協受託事業】（受託金）35 [35]**

低所得世帯等からの相談に応じ、低利で資金の貸付と援助指導を行うことにより、経済的な自立や社会参加の促進を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とした制度で、区社協では申請・相談窓口を担います。

**(9) 行旅人旅費貸付事業（その他）2 [2]**

紛失等で所持金を無くした行旅人の申請により目的地までの交通費の一部を貸付します。

#### (10) 高校進学のための相談支援事業（寄付金）5 [5]

新潟市社協の一体的な取り組みとして、市内の中学生を対象に学校を通じて高校進学のための経済的支援の一つとして「奨学金等一覧表」を配布し、学生・保護者に情報が行き渡るよう周知するとともに、個別の相談に応じます。

#### (11) 【拡充】社会福祉法人等ネットワーク事業（会費）55 [100]

社会福祉法人等が取り組んでいる地域公益活動の具体例等や地域生活課題の共有を図ることにより、秋葉区内の社会福祉法人等のネットワーク化を図り、地域福祉の向上につなげるため、地域公益活動の見える化を図りながら研修会や情報交換会を行い、支え合いの地域づくりを進めます。

#### (12) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、障がい者等で判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や生活を維持するための預金払い出し（代行）などを契約により支援します。

### 3 ボランティア・市民活動の推進

#### (1) ボランティア・市民活動センターの運営（会費、補助金）390 [490]

ボランティア活動や市民活動に関する区民の相談窓口として、ボランティアコーディネーターを配置し、活動先の紹介、各種情報提供、ボランティア保険加入の手続き等を行います。

##### ① ボランティア・市民活動センター運営委員会

区社協理事、ボランティア・市民活動団体、福祉施設、企業、大学等の参画により、秋葉区ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）の運営・事業について意見交換し、区民に開かれたセンター運営を目指します。

##### ② ボランティア・市民活動センター情報紙の発行

秋葉区内のボランティア情報や福祉関係のイベント紹介を中心とした情報紙「ボラフル」を隔月発行し、ボランティア・市民活動の啓発を図ります。

## (2) 災害ボランティアセンター運営事業 (補助金) 154 [177]

災害時における秋葉区災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、関係機関との協力の上、運営研修会を開催します。併せて、災害ボランティアセンターの役割を周知するため、地域において出前講座を開催します。

## (3) ボランティア・市民活動育成事業 (会費) 283 [295]

ボランティア活動・市民活動への興味、関心を高め、地域福祉活動につながるよう、人材の育成を行います。

また、社会的なつながりの大切さを再確認しつつ、継続したつながりや活動、そして新たな取り組みを行えるよう講座や研修等を開催し支援します。

### 【主な事業・講座】

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| ①ボランティア講座             | [3テーマ] |
| ②ボランティア交流会 (施設研修含む)   | [年1回]  |
| ③ボランティアの日 (ボランティアサロン) | [月1回]  |

## (4) 福祉教育推進事業 (総合学習の支援等) (会費) 50 [60]

小・中学校等の依頼により、地域の社会資源を活用した「総合的な学習の時間」の支援を行ない、障がいや高齢に関する学びを通して相手を理解しようとする気持ちや思いやりの心を育みます。

また、身近にある福祉施設 (団体) やボランティア、地域との関りを通して、地域福祉課題を学び、そこから課題を解決する方法を考え、行動に結びつく力が育まれるよう、プログラムの企画段階から相談、提案を行っていきます。

併せて、地域や企業などに出前講座を開催し、福祉の関心を高め助け合い、地域の一員としての支え合いの意識の醸成を図ります。

## (5) 元気力アップサポーター制度

65歳以上の介護保険第1号被保険者を対象として、介護予防の一層の推進と高齢者の社会参加を目的とした新潟市の事業です。

サポーターとして登録し、福祉施設等でボランティア活動を行います。

また、コロナ禍の中、施設訪問に代わる活動として毎月1回「元気力アップ応援事業」を開催し、施設から希望のあった品を作成する等の軽作業を行います。(個人ボランティアの日と同日)



## 4 広報・啓発活動の推進

### (1) 秋葉区地域福祉推進フォーラムの開催（会費、寄付金）225〔225〕

区内の地域福祉活動等の功労者を対象とした表彰式を行います。

また、秋葉区内で抱える課題や地域の先駆的・実践的な地域福祉活動を発信するため、支え合いのしくみづくりと合同で開催します。

### (2) 広報事業（会費）1,026〔1,046〕

#### ① 広報紙「秋葉区社協だより」の定期発行

区民向け広報として「秋葉区社協だより」を年3回発行し、区社協の事業・活動等について、多世代に向けわかりやすく広報します。

#### ② ホームページ等を活用した広報

区社協事業の紹介やイベント告知などをホームページ（スマートフォン対応）を活用して、多世代に向けた情報発信を行います。

また、FMにいつのボランティア情報コーナー（第3・5金曜・午前10時）でも毎月イベント等の告知を行います。

## 5 組織・運営の充実

### (1) 社会福祉協議会会員会費の安定的確保

区社協事業に対し、区民、団体、企業等の理解・協力を得るため、様々な機会に広く事業の周知を行ない、会員会費の安定的確保に努めます。

### (2) 理事会機能の充実

区社協の組織運営に関する意思決定の機関として、役職員が共に課題に取り組むことができるよう理事会の機能充実に努めます。

- ① 理事会 [年4回]
- ② 監事会 [年1回]
- ③ 正・副会長会議 [年3回]
- ④ 運営検討委員会 [随時]

### (3) 赤い羽根共同募金運動への協力

社会福祉法人新潟県共同募金会新潟市共同募金委員会秋葉区分会の事務局を置き、秋葉区内の赤い羽根共同募金運動推進に協力します。

### (4) 秋葉区民生委員児童委員連絡協議会との連携

秋葉区民生委員児童委員会会長連絡会及び地区民児協定例会に担当職員が参加し、民生委員児童委員と連携を図ります。

### (5) 新潟市社会福祉協議会が運営する介護事業所との連携

新潟市社会福祉協議会が運営する秋葉区内の介護サービス事業所と常に連携を図るほか定例会議を行います。

#### [秋葉区内の新潟市社会福祉協議会の事業所一覧]

	事業所名	主な業務
1	秋葉区介護支援センター	ケアマネジメント
2	秋葉区新津訪問介護センター	訪問介護サービス

## 6 ふれあい福祉サービス事業（会費、事業収入、寄附金）1,669 [1,687]

秋葉区在住のひとり暮らし高齢者等（利用会員）の依頼により、ボランティアとして登録する協力会員が自宅を訪問し、見守りや話し相手を兼ねた軽微な生活支援を行います。

介護保険など制度の利用につながる場合もあることから、担当するコーディネーターが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び区役所と連携を図り、利用会員に適切なサービスを提供します。

## 7 その他

### (1) 自治会協力費

令和3年度運営検討委員会での検討結果に従い、令和4年度をもって終了。